

令和3年度に向けた
守山市農業施策について

意見書

守山市農業委員会

守農委第 194 号
令和 2 年 11 月 26 日

守山市長 宮 本 和 宏 様

守山市農業委員会
会長 秋山 新治

令和 3 年度の守山市農業施策について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 38 条第 1 項の規定により意見いたします。

は じ め に

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、農業委員会の運営におきまして、格別なご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く環境は依然として、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、農業所得の減少など、非常に厳しい状況が続いており、加えて今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う対外活動（接触機会）の自粛や飲食店等の営業自粛などの影響から、農作物の消費低迷や価格の下落が発生し、農業経営者への深刻な影響が懸念されています。また、近年の立て続けに襲来した大型台風、大雨被害の記憶も新しい中、農業者の自助努力だけではこのような事態に対応することは困難な状況があります。

このような中、本市では「国の食料・農業・農村基本計画」の変更を受けて地域農業振興計画（マスタープラン）の見直しが行われていると承知しており、農業・農地が地域社会の維持においても重要な役割を担っていることを認識しております。環境変化にも的確に対応し基幹産業としての農業を活性化させるべく、今般の意見書を反映いただく中、地域農業のあるべき姿に見直しされるようお願いいたします。

活力ある本市の農業・農村を次世代に引き継いでいくためにも、実効性のある施策の実施および予算の確保、また上部機関への働きかけを行っていただきますよう、次のとおり意見書を提出いたします。

1 担い手の安定した農業経営について

農業者の高齢化や後継者不足といった問題に対し、農業参入コストや収益の不安定性といったことが課題となっています。地域農業の担い手である認定農業者、営農組織等が果たす役割は非常に大きいものがありますが、安定した農業経営においては地域を巻き込んだ取り組みが必要不可欠となっておりますので、次の支援をされたい。

- (1) 毎年、稲作の担い手の高齢化等による廃業が散見され、借り受けされていた農地を他の担い手が預かることで担い手の負担が大きくなっています。つきましては、健全な農業経営に向け、後継者の確保や農地の集積・集約化などの課題について情報や意見の交換が行える「(仮称)守山市認定農業者・集落営農組織連絡協議会」の創設。
- (2) 「人・農地プラン」の実質化が、担い手への農地の集積のみならず、機構集積協力金や農業次世代人材投資事業等の支援措置を受ける場合の要件となっていることも踏まえ、工程表の内容に基づき「人・農地プラン」を作成していない地区も含め実質化に向けたプラン作成への取り組みの推進。
- (3) 平成28年に制定された農業マスタープランによると、認定農家の目標値として95経営体から105経営体、法人が14法人から26法人とありますが、令和2年10月時点では認定農家が89経営体で減少傾向にあることから、新規就農者等から認定農家へ導くことや手続きの簡素化など移行に伴う支援。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響から米の需要が減少しており価格が下がる傾向にあることから、高収益が期待できる園芸作物や新たな土地利用型畑作物への転換が必要であります。さらに、6次化等付加価値を高めた複合的経営も視野に入れた経営戦略の構築が必要不可欠と考えられることから、土地利用型畑作のモデル的経営体の育成に向けた取り組みの推進。

2 新規就農者および農業後継者の育成について

- (1) 農業者の高齢化に伴い後継者不足が懸念されている中、後継者の育成は最重要課題であります。地域で生まれ育った農家子弟が地域農業を中心的に担っており、これらの担い手へ農地が集積されています。親元就農においても農業機械や施設の大型化を図るための資金が必要であることから、農家子弟が親元就農しやすい環境を整えるために、農業次世代人材投資事業の対象とならない農家の後継者に対して、市独自の給付制度の創設を検討されたい。

- (2) 農業者の減少、高齢化や後継者不足といった問題に対し、農業参入コスト、収益の不安定性といったことが課題となっていますが、地域農業の担い手である認定農家、集落営農組織等が果たす役割は非常に大きく、農業経営発展のための事業継承や雇用確保、対外信用力の向上等を考慮すると法人化が欠かせないことから、法人化に向けた取り組みの支援をされたい。
- (3) 毎年、水稻の大規模農家の廃業等があり、他の担い手に農地が急激に集積され、負担が増えていることから対策が必要です。水稻は、高度な知識・技術に加えて高額な農業機械への設備投資が必要であることから、水稻への新規参入者は皆無となっています。そのことから、水稻の新規就農者の育成として、兵庫県三田市の「親方農家制度」のベテラン農家が実習生を受け入れ農業技術を取得する制度を参考にし、「第三者継承」へ導く対策をされたい。
- (4) 農業・農村の維持継続、発展のためには地域活動や農業経営への女性の参画が不可欠であります。全国的には、女性農業者は農業人口の約半分を占め、地域農業の振興や活性化に重要な役割を果たしており、女性が農業経営に参画することは、農産物加工など経営の多角化にもつながることから、意欲ある女性農業者の育成・支援の取り組みをされたい。

3 計画的な農業生産基盤整備の実施について

良好な営農基盤を保持する上で必要不可欠な農業水利施設の維持・整備について、農業振興地域内農用地を優先とした事業計画を策定し、国・県に対して必要な事業の実施を継続的に要望し、本市も計画的に実施していくことが重要です。また、近年異常気象による想定外の災害が発生しており、本市でも甚大な災害が発生することも考えられるため、関係機関との連携を密に事前の対策に万全を期するとともに、災害にも強い農業生産基盤整備の推進ため、次の支援をされたい。

- (1) 農業の発展と農地を集積し効率的な農業経営が行える生産基盤の整備には、農地中間管理事業にかかる「機構関連事業」等による基盤整備の制度がありますが、取り組みには高い収益性等が求められていることから国や県に条件の緩和を働きかけ。
- (2) 市内では、圃場整備が完了してから長い年月を経ており、農道・水路等の経年劣化により営農および地域の防災面においても支障をきたす状況が伺えることから、各土地改良区が行う施設の長寿命化のための改修事業等の支援の充実と十分な予算措置。

4 遊休農地対策および農地の利用促進について

農業に関心がない者や遠方の者が農地を相続することにより、農地の保全管理や耕作ができなく遊休農地が増加しており、農業だけでなく市民生活にも影響があることから、次の支援をされたい。

- (1) 農地パトロールにより確認した遊休農地を解消するにあたり、国の補助事業が廃止されたことから、遊休農地解消事業への補助金を復活するよう国、県への働きかけ。
- (2) 休耕田の草刈りや耕運などの農作業の受託など農地を管理する機能を有するような組織として、既存の農業組合の組織強化とリーダー育成の支援。
- (3) 担い手の農地集積も大事なことでありますが、農地の持つ多面的機能を確保し良好な生活空間を守るにあたって、兼業農家や自給的農家も活躍し重要な役割を果たしていることから、今後、所有している農地を農地として管理が継続できる支援の検討。

5 守山ブランドについて

モリヤマメロンを始めとする守山産農産物等の生産者の育成・確保と、さらなる地域資源を活用した農水産物の守山ブランドの発掘・認証に取り組むとともに、さまざまなメディアを利用したPRに努められたい。また、地場農産物の学校給食や飲食店等での積極的な活用とスーパー・マーケットやコンビニエンス・ストア等での取り扱いの拡大を図るなどの販路拡大に向けた取り組みをされたい。

6 アフターコロナについて

新型コロナウイルス感染症の流行により活動が自粛され、学校給食の停止や出入国制限、イベントの中止、外食産業の売上減など農産物の販売機会が大幅に減少したことにより農産物の販売に影響があることから、次の支援について検討されたい。

- (1) 急な販売先の変更や売上高の大幅な減少など経済活動に影響が生じている農業者に、早急な出荷・販売の回復等につながる新たな経営改善の取り組みの支援。
- (2) 滋賀県がコロナ禍対策として「農産物の宅配100円キャンペーン」の支援を行い好評であったが品目が限定的で期間も短いことから、本市においても農産物の販売のための宅配料金の助成支援。

7 地域の農業組合への支援について

農地面積が減少している地域の農業組合は、組合員の脱退が進んでおり農業組合の活動に影響が出ているが、農業組合は行政が推進する「人・農地プラン」の実質化や多面的機能支払交付金事業には無くてはならない組織であり、弱体化を防ぐため、農業組合の編成の在り方について検証を行い行政の積極的な関与をされたい。